

第122期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階
TOIRO**議決権行使期限**

2023年6月28日（水曜日）午後5時

目次**招集ご通知**

第122期定時株主総会招集ご通知…………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件第3号議案 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件第4号議案 当社株式の大規模買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件**事業報告**

1. 当社グループの現況…………… 27

2. 会社の現況…………… 35

連結計算書類…………… 50

計算書類…………… 53

監査報告…………… 56

オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる

「開かれた企業」 となろう

オンリーワン技術を磨く

「独自性ある企業」 となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る

「自己実現の場である企業」 となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

証券コード：6513
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号
株式会社オリジン
代表取締役社長 妹尾 一 宏

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社では、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催してまいります。開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第122期株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.origin.co.jp/ir/presentation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名「オリジン」または証券コード「6513」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用いただけますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階 T O I R O
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

【株主総会の招集にあたっての決定事項】

- 株主総会に出席しない株主様は書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。
- 議決権行使書の賛否の欄に表示のない場合は、賛成として取り扱います。
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知には、法令および定款第16条第2項の規定に基づき、連結注記表および個別注記表は記載しておりません。（これらの注記表はインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。）
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.origin.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。
 - 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
 - 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社オリジン 御中

議決権行使個数 個

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

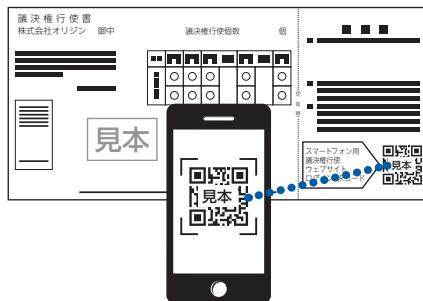
※ インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

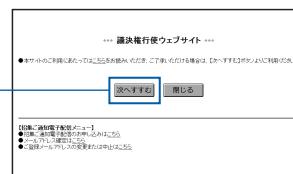
機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株皆様が以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を勘案し、期末配当については1株につき普通配当20円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 20円 総額 119,187,880円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	妹尾 一宏	再任	代表取締役社長
2	稲葉 英樹	再任	取締役常務執行役員
3	佐藤 好生	再任	取締役上席執行役員
4	内藤 佳彦	再任	取締役上席執行役員
5	小池 達子	再任 社外取締役 独立役員	取締役（社外）

候補者番号

1

せ お かず ひろ
妹尾 一宏

1955年3月28日生（満68歳）

所有する当社株式数 26,600株

再任

略歴、当社における地位、担当

1978年4月	当社入社	2009年4月	当社エレクトロニクス事業部長
2002年5月	当社機器事業部技術部長	2010年5月	当社エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2003年6月	当社エレクトロニクス事業部部付（部長）	2010年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長、 エコエコ推進室長
2006年4月	当社管理本部総務部長	2012年6月	当社代表取締役社長（現任）
2007年7月	当社管理本部副本部長、総務部長		
2008年6月	当社取締役		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、当社管理本部総務部長を歴任しております。また、経営的立場においても豊富な経験を有しており、2012年6月より当社の代表取締役社長を務めております。当社グループ発展のための牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

いな ば ひで き
稲葉 英樹

1964年8月4日生（満58歳）

所有する当社株式数 2,400株

再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2019年6月	当社執行役員大阪支店長
2012年6月	当社エレクトロニクス事業部パワーデバイス部長	2021年4月	当社執行役員コンポーネント事業部長
2016年4月	当社コンポーネント事業部管理部長	2021年6月	当社取締役上席執行役員コンポーネント事業部長
2019年4月	当社大阪支店長	2022年6月	当社取締役常務執行役員コンポーネント事業部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

稲葉英樹氏は、入社以来半導体部門を中心に経験を積み、その後も、大阪支店・株式会社オリジン商事で指揮を執り、コンポーネント事業の発展に尽力する等、豊富な経験と実績を有しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

さ と う よ し お
佐藤 好生

1966年2月19日生（満57歳）
所有する当社株式数 1,700株

再任

略歴、当社における地位、担当

1989年4月	株式会社富士銀行入行	2020年6月	当社入社
2013年11月	株式会社みずほ銀行池袋西口支店長	2020年6月	当社執行役員経理担当
2017年4月	株式会社みずほ銀行大阪支店長	2021年4月	当社執行役員経営企画本部長
2020年4月	株式会社みずほ銀行グローバル人事業務部付審議役	2021年6月	当社取締役上席執行役員CSO、経営企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

佐藤好生氏は、当社入社後は金融機関での豊富な経験を活かして、経理部門を担当し、現在は経営企画本部長として経営戦略を立案、推進しております。今後も当社の企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ない と う よ し ひ こ
内藤 佳彦

1964年8月31日生（満58歳）
所有する当社株式数 900株

再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2021年6月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、品質統括、管理部長
2012年6月	当社メカトロニクス事業部システム営業部長	2022年4月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括
2015年8月	当社メカトロニクス事業部システム製造管理部長	2022年6月	当社取締役上席執行役員メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括、本社事業所長（現任）
2018年6月	当社執行役員メカトロニクス事業部長、営業部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

内藤佳彦氏は、当社メカトロニクス事業部において、長年技術職で多くの製品の技術開発に携わり、その後も、営業・製造管理の責任者として豊富な経験と実績を有しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

こ いけ
小池たつ こ
達子

1957年11月21日生（満65歳）

所有する当社株式数 900株

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	愛媛放送株式会社（現 株式会社テレビ愛媛）入社	2018年7月	アゼアス株式会社補欠社外監査役（現任）
1981年10月	フリーアナウンサー	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2011年1月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2021年6月	三浦工業株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2011年1月	銀座総合法律事務所入所（現任）	2022年6月	住友理工株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由および期待される役割

小池達子氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池達子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小池達子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
5. 当社と小池達子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は小池達子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役小池達子氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年11月に更新をする予定であります。
本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
ただし、贈賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ②保険料
保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

第2号議案が承認された場合の役員体制およびスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成および各役員の専門性は、下記のとおりです。

【取締役会の構成】 当社取締役のスキルマトリックス

氏名	役位		委員会		経営全般		事業軸のスキル・経験			機能軸のスキル・経験		
			監査	指名・報酬	経営全般	グローバル	営業・マーケティング	R&D・技術	生産・品質管理	財務・会計・税務	法務・コンプライアンス・ガバナンス	内部統制・監査
妹尾 一宏	取締役			○	○			○	○	○	○	○
稲葉 英樹	取締役				○			○		○	○	
佐藤 好生	取締役				○			○		○		○
内藤 佳彦	取締役				○			○	○	○	○	
小池 達子	取締役	社外									○	○
宮内 公平	監査等委員		○		○	○	○			○	○	○
入江 護	監査等委員	社外	○	○	○		○			○	○	○
千代延 郁男	監査等委員	社外	○	○	○		○			○	○	○

(注) 上記の一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく代表的と思われるスキルとして表したものです。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

つじ
辻けんご
健吾

1979年2月4日生（満44歳）

所有する当社株式数 0株

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

2010年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2010年12月 大江忠・田中豊法律事務所入所

2021年3月 大江・田中・大宅法律事務所開設弁護士（現任）

重要な兼職の状況

大江・田中・大宅法律事務所弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

辻健吾氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である取締役に就任された場合に、法職に携わる中で培ってきた経験と見識を当社の監査体制に活かしていただくことができるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 辻健吾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 辻健吾氏は、補欠の社外取締役候補者であり、本議案において承認可決され、就任した場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 辻健吾氏が、社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年11月に更新をする予定であります。

本議案において辻健吾氏の選任が承認可決され、社外取締役に就任された場合には、同氏は被保険者となります。

①補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2008年3月24日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2020年6月26日開催の当社第119期定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2023年5月12日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。本プランへの継続につきましては、当社監査等委員3名（うち社外取締役2名）および監査等委員である取締役以外の社外取締役1名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に同意しております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされておられません。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）、または、③上記①もしくは②に規定される各

行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）
- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたとする者を併せたグループをいいます。）または、
- (iv) 上記(i)ないし本(iv)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を購入した者を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者（注6）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会候補の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非に

ついて諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記5.の株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルール概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に必要情報の提供を要請した日から起算して60日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア 株主意思確認総会の判断を踏まえた対抗措置の発動または不発動

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、当社は、当社取締役会が、独立委員会の諮問を最大限尊重した上で、大規模買付行為について検討した結果、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、下記イの（a）から（e）のいずれかに該当する場合を除いて、対抗措置の発動または不発動の是非について、下記（4）に定める株主の意思を確認するための株主総会（本プランにおいて「株主意思確認総会」といいます。）を招集します。

そして、当社取締役会は、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。その手続の詳細は、下記（４）記載のとおりです。

イ 取締役会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の（a）から（e）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかと判断する場合には、例外的に、株主意思確認総会を経ずに、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記（１）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記（１）または（２）の手続に従い、対抗措置を発動することが適切と判断した場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の具体的な内容、およびその必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決定を行います。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と

判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

(4) 株主意思確認総会

当社取締役会は、株主意思確認総会を開催する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催します。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。株主検討期間を設ける場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行

為は実施できないものとしします。

したがいまして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとしします。

(6) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)、(2)に従い、当社取締役会または株主意思確認総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとしします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本議案の決議をもって発効することとし、有効期限は2026年6月30日までに開催予定の当社第125期定時株主総会終結の時までとしします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

II. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、①株主の皆様にご与える影響等、ならびに②本プランの合理性については、それぞれ以下の通りです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、上記 I. 5. (1)、(2) の手続に従い、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約す

る当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I.1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

小池 達子 (こいけ たつこ)

(1957年11月21日生)

1980年	4月	愛媛放送株式会社 (現 株式会社テレビ愛媛) 入社
1981年	10月	フリーアナウンサー
2011年	1月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)
2011年	1月	銀座総合法律事務所入所 (現任)
2018年	7月	アゼアス株式会社補欠社外監査役 (現任)
2019年	6月	当社社外取締役 (現任)
2021年	6月	三浦工業株式会社社外取締役監査等委員 (現任)
2022年	6月	住友理工株式会社社外監査役 (現任)

入江 護 (いりえ まもる)

(1958年11月9日生)

1982年	4月	安田生命保険相互会社入社
2004年	1月	明治安田生命保険相互会社横浜支社総務部長
2005年	4月	同社鹿児島支社総務・内部管理推進部長
2008年	4月	同社検査部検査役
2015年	4月	同社内部監査部首席内部監査役
2016年	4月	同社人事部部次長
2018年	11月	明治安田損害保険株式会社企画部長
2018年	11月	同社企画部業務役
2020年	6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

千代延 郁男 (ちよのべ いくお)

(1962年11月17日生)

1985年	4月	日本火災海上保険株式会社入社
2009年	8月	そんぽ24損害保険株式会社取締役執行役員経営企画部長
2013年	4月	そんぽ24損害保険株式会社取締役常務執行役員経営企画部長
2014年	4月	そんぽ24損害保険株式会社経営企画部長・人事総務部長
2015年	4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員三重支店長
2021年	6月	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役 (現任)
		中央日本土地建物株式会社社外取締役 (現任)
2022年	6月	常陽トータルサービス株式会社社外取締役 (現任)
2022年	6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

注1：上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

注2：上記、小池 達子氏は現在、当社の社外取締役であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合に

は、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、小池 達子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同選任議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

注3：上記、社外取締役 入江 護氏、千代延 郁男氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下での各種政策の効果もあり、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかしながら、半導体不足による生産活動の制限、ウクライナ情勢による資源価格の高騰が継続し、加えて世界的な金融引き締めが進むことによる景気の下振れ懸念、不安定な為替相場など、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当連結会計年度の売上高は、320億3千6百万円（前期比1.0%減）となりました。

利益面におきましては、営業利益5億7千4百万円（前期比73.0%減）、経常利益14億6千1百万円（前期比48.4%減）、特別損失に福利厚生施設の固定資産解体費用引当金繰入額6千6百万円および土壌汚染対策の調査費用として環境対策引当金繰入額5千2百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千5百万円（前期比83.2%減）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前期比8.2%減の62億8千5百万円（総売上高の19.6%）となりました。

主力の高圧系製品である医療用電源や半導体製造装置電源は堅調な受注継続も、部品調達難を主因とした生産遅延により売上減となりました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は前期比10.2%増の60億6千7百万円（総売上高の18.9%）となりました。

光学レンズ貼合装置(OLB:Optical Lens Bonder)が大きく寄与し、売上増となりました。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前期比4.0%減の100億9百万円（総売上高の31.3%）となりました。

国内外で半導体の供給不足や自動車部品の調達難が長期化し、相次ぐ自動車メーカーの減産の影響を受け厳しい結果となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比2.6%増の80億4千1百万円（総売上高の25.1%）となりました。

主要の事務機器関係が第4四半期に入り生産・在庫調整により需要減、産業機器関係は半導体製造装置の市場低迷が継続するも、新紙幣対応により金融機器関係が大きく伸長し、自動車関係への新製品採用も貢献したことにより売上増となりました。

〔その他〕

その他（半導体デバイス事業）の売上高は前期比5.8%減の16億3千3百万円（総売上高の5.1%）となりました。

産業機器関係と自動車関係の減少が影響し売上減となりました。

事業の種類別売上高の推移

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業	6,285	6,842	△8.2%
メカトロニクス事業	6,067	5,507	10.2%
ケミトロニクス事業	10,009	10,422	△4.0%
コンポーネント事業	8,041	7,840	2.6%
その他の	1,633	1,735	△5.8%
合計	32,036	32,347	△1.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の生産設備の更新を中心に総額8億4千5百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2021年9月13日に取引銀行7行と総額50億円の特定期間貸付契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定期間貸付契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

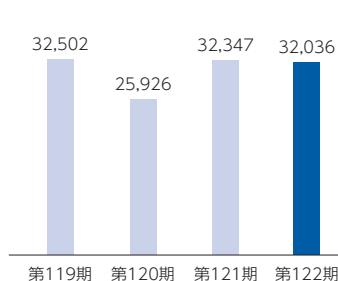
特定期間貸付契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入金未実行残高	-百万円
差引残高	5,000百万円

(2) 財産および損益の状況

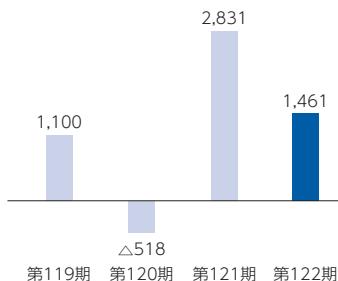
期 別 項 目	第119期 (2020年3月期)	第120期 (2021年3月期)	第121期 (2022年3月期)	第122期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	32,502	25,926	32,347	32,036
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,100	△518	2,831	1,461
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	224	△1,156	2,180	365
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	35.09	△184.72	351.35	60.71
総 資 産 (百万円)	44,400	40,893	46,123	44,130
純 資 産 (百万円)	24,879	23,565	26,399	26,653

(注) 第121期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第121期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

■ 売上高 (百万円)



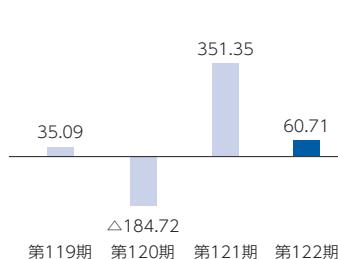
■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



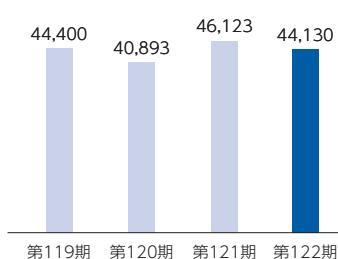
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)



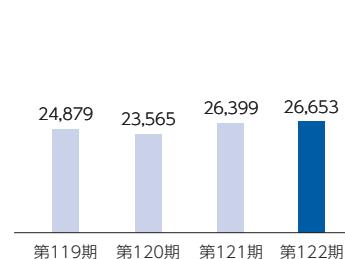
■ 1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	パワー半導体および精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	50	100	合成樹脂塗料の製造および販売
株式会社オリジン商事	45	70	各種製品の販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

（注）当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、長引く半導体不足、サプライチェーンの混乱などによる部品調達の遅れ及び顧客の製造拠点の稼働低下による受注、売上の減少、樹脂材料等の不足・値上がりなどによる営業利益を圧迫する環境が引き続き想定されます。

このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を図ると共にグループ全体で更なる成長に努めます。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

需要拡大に伴う部材調達の長期化・不透明化で、部材調達にかかる費用が上昇し原価増となる状況への対応が生じ、また、納期に合わせた製品供給が出来ない状況も発生しております。製品の安定供給のためのリスクの低減を図ります。

厳しい事業環境の中ですが、医療用電源や半導体製造装置用電源、エネスト市場への新製品上市を目指し開発を進めていきます。

[メカトロニクス事業]

車載・産業用DB(Display Bonder)は多様化するディスプレイパネル需要に応じた製品対応に努め、欧州拡販への取組みとともに、ディスプレイ市場への販売を推し進めます。

光学レンズ貼合装置(OLB:Optical Lens Bonder)はXR(クロスリアリティ)関連市場と動向の把握に努め、顧客の製品化要求に応じてまいります。

ギ酸還元真空リフロー炉(VSM)をはじめ、海外生産推進による価格競争力向上を図り、関連市場での拡販を推し進めます。

これら製品の更なるグローバル化を推し進め、各分野の売上拡大による収益の安定化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

短期的戦略として自動車部品メーカーを中心とした既存顧客の売上、シェアの拡大および長期的戦略として新市場分野への参入を両輪とした活動を行います。また、EV市場への積極的な拡販を行います。利益面では製造原価の削減を徹底し、安定した利益体質を目指します。製品面では速硬化塗料および植物由来原料塗料の充実を図り、使用エネルギーの削減やカーボンニュートラルに貢献し成長を目指します。

[コンポーネント事業]

自動車市場への拡販を図るべく新製品を開発、積極的な拡販活動が功を奏し国内メーカーへの新規参入を果たしました。新たな規格を取得しグローバル展開による売上拡大を図ります。半導体製造装置市場は低迷しておりそれに伴いベアリングの需要が減少、生産・在庫調整を図り棚卸資産管理に努めます。先行きの見通しが難しい市場であり急激な需要回復時には迅速に行動し対処いたします。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社16社および関連会社2社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業、その他を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部	門	製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	医療診断装置用電源機器、半導体製造装置用電源機器、滅菌・殺菌・集塵など環境改善装置用電源機器、蓄電池・直流グリッド対応電源機器、通信インフラ向け各種電源機器、その他各種直流電源機器
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	モバイルディスプレイ貼合装置 (MDB)、車載・産業用ディスプレイ貼合装置 (DB)、光学レンズ貼合装置(OLB)、大型溶接機 (RMW)、光半導体用溶接機 (CSW)、ギ酸還元真空リフロー炉 (VSM)、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料、その他機能性塗料 (抗菌・抗ウイルス塗料、遮熱・放熱塗料、高耐候・高防食塗料、無反射塗料)
コンポーネント事業	精 密 機 構 部 品	ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品
そ の 他	パ ワ ー 半 導 体	高耐圧ダイオード、高速ダイオード、整流ダイオード、サージ防護素子、ショットキーバリアダイオード等の半導体およびその複合モジュール

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

名 称		所 在 地
株 式 会 社 オ リ ジ ン	本 社 事 業 所 間 々 田 工 場 瑞 穂 工 場 吉 見 工 場 大 阪 支 店 名 古 屋 支 店 台 湾 支 店 米 国 支 店 香 港 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 桜 区 栃 木 県 小 山 市 東 京 都 西 多 摩 郡 瑞 穂 町 埼 玉 県 比 企 郡 吉 見 町 大 阪 府 大 阪 市 北 区 愛 知 県 名 古 屋 市 西 区 台 湾 桃 園 市 桃 園 区 米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州 ト ー ラ ン ス 市 香 港 九 龍
北 海 道 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	北 海 道 三 笠 市
埼 玉 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場 第 二 工 場	埼 玉 県 比 企 郡 吉 見 町 茨 城 県 結 城 市
東 邦 化 研 工 業 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株 式 会 社 オ リ ジ ン 商 事 (子 会 社)	本 社	大 阪 府 大 阪 市 北 区
上 海 欧 利 生 東 邦 塗 料 有 限 公 司 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	中 国 上 海 市
欧 利 生 塗 料 (天 津) 有 限 公 司 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	中 国 天 津 市
欧 利 生 東 邦 塗 料 (東 莞) 有 限 公 司 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	中 国 東 莞 市
欧 利 晶 精 密 机 械 (上 海) 有 限 公 司 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	中 国 上 海 市
オ リ ジ ン ・ イ ー ソ ン ・ ペ イ ン ト 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社 お よ び 工 場	タイ 国 チ ョ ン ブ リ 県

(7) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,060 (137) 名	△41 (1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
632 (25) 名	△12 (2) 名	45.6歳	18.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社京都銀行	120百万円
株式会社三菱UFJ銀行	99百万円
株式会社みずほ銀行	67百万円
株式会社埼玉りそな銀行	43百万円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	26,600,000株
② 発行済株式の総数	6,699,986株
③ 株主数	4,517名
④ 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
オリジン取引先持株会	438千株	7.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	418千株	7.03%
損害保険ジャパン株式会社	376千株	6.31%
明治安田生命保険相互会社	302千株	5.08%
株式会社みずほ銀行	293千株	4.93%
株式会社りそな銀行	156千株	2.62%
トーア再保険株式会社	121千株	2.04%
島根良明	111千株	1.88%
オリジン従業員持株会	111千株	1.88%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	107千株	1.81%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。
 2. 持株比率は、自己株式 (740,592株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。
 4. 自己株式には、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式15,400株は含んでおりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)	1,700株	1名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾 一 宏	
取締役常務執行役員	稲 葉 英 樹	コンポーネント事業部長
取締役上席執行役員	佐 藤 好 生	CSO、経営企画本部長
取締役上席執行役員	内 藤 佳 彦	メカトロニクス事業部長、メカトロニクス事業部品質統括、本社事業所長
取 締 役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停委員、三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	宮 内 公 平	
取締役（監査等委員）	入 江 護	
取締役（監査等委員）	千代延 郁 男	中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役、中央日本土地建物株式会社社外取締役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第121期定時株主総会において、内藤佳彦氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
2022年6月29日開催の第121期定時株主総会において、宮内公平氏は、取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2022年6月29日開催の第121期定時株主総会において、千代延郁男氏は、社外取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役小池達子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、宮内公平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役小池達子氏、取締役（監査等委員）入江護氏、千代延郁男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 琴寄正彦氏は、2022年6月29日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって、取締役に任期満了により退任いたしました。
樋口淳一氏は、2022年6月29日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
大日方勝彦氏、埴昌樹氏は、2022年6月29日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって、社外取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
6. 社外取締役小池達子氏、社外取締役（監査等委員）入江護氏、千代延郁男氏は、当社が上場する株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である小池達子氏、取締役（監査等委員）である宮内公平氏、入江護氏、千代延郁男氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

補填の対象となる保険事故の概要は、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。

ただし、贈賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、保険料は全額会社負担としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 1) 会社の経営理念である「開かれた企業」「独自性のある企業」「自己実現の場である企業」「新たな価値を創造し、社会に貢献する企業」の実現に資するものであること。
- 2) 公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とし、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会など全てのステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること。
- 3) 持続的な企業価値の向上と経営目標の実現を動機づけるとともに、これらの実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること。
- 4) 会社の従業員が魅力的と感じられる役員報酬制度であること。

ロ. 報酬構成

当社は短期・中長期の経営目標達成と、企業価値の持続的向上に対する動機づけを図るため、役位・職責に応じた「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「賞与」、業績および当社株価に連動する「業績連動型株式報酬」で構成しています。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む。)	金銭報酬	年額230百万円以内 (ただし、使用人給与は含みません)	2016年6月29日付の 第115期定時株主総会	8名
取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)	株式報酬	3事業年度ごとに70百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2017年6月29日付の 第116期定時株主総会	9名
監査等委員	金銭報酬	年額80百万円以内	2018年6月28日付の 第117期定時株主総会	4名

二. 業績報酬等に関する事項

1) 業績指標の内容およびその選定の理由

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としているためです。

2) 業績連動報酬等の額または数の算定方法

当社は取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬および株式報酬それぞれに導入しています。

金銭報酬における業績連動報酬は、会社業績向上に対するインセンティブを目的として、連結経常利益に連動させます。さらに、役位・職責に応じて、売上高・営業利益等および長期的な戦略目標の達成度を評価基準とした個人別の評価結果に応じて支給額を決定します。

株式報酬である業績連動報酬につきましては、業績連動型株式報酬制度「BBT（＝Board Benefit Trust）」を導入しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まった数のポイントが付与されます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70

%については、「1ポイント=1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイント30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、当連結会計年度を含む経常利益の推移は1. 当社グループの現況 (2) 財産および損益の状況に記載のとおりです。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長妹尾一宏氏が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役および独立社外取締役3名から構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

代表取締役社長妹尾一宏氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に代表取締役が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとしています。

ヘ. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	86	66	11	8	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	13	12	1	—	2
社外取締役（監査等委員を除く。）	5	5	—	—	1
社外取締役（監査等委員）	25	22	3	—	4

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上表には、2022年6月29日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査等委員3名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
 4. 業績連動型株式報酬は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任日時点の評価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小池達子氏は三浦工業株式会社社外取締役監査等委員、住友理工株式会社社外監査役であります。

取締役（監査等委員）千代延郁男氏は中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役、中央日本土地建物株式会社社外取締役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役であります。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 小池 達子	当事業年度開催の取締役会には23回中23回すべてに出席。	同氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。 2019年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 入江 護	当事業年度開催の取締役会には23回中23回すべてに出席、監査等委員会には13回中13回すべてに出席。	同氏は、生命保険会社において総務部、検査部、内部監査、人事部等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これらを当社の経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと期待しております。 2020年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 千代延 郁男	社外取締役就任後に開催の取締役会には16回中16回すべてに出席、監査等委員会には5回中5回すべてに出席。	同氏は、損害保険会社で多くの実績を積み、長年経営企画の責任者としても活躍してこられました。また、人事総務でも実績があります。現任する他社での社外取締役に兼務しての当社での活躍を期待しております。 2022年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しており、取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 協立神明監査法人
② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第1項第1号」ならびに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

イ. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

ロ. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

- ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
- ハ. 当社グループの取締役・執行役員および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ニ. 当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
- ト. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
- ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
- ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ **当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
- イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。
- ④ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また、業務の運営については、経営計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ロ. 当社は、代表取締役社長・担当取締役・執行役員および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。
- ⑤ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. オリジングループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
- ロ. 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役または同執行役員を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。

ロ. 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑧ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

イ. 当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する。

ロ. 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役・執行役員・監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **内部統制システム全般**

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② **コンプライアンス**

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受け付け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は9回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことにより、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するのではなく、当該買付等に応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
- ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
- ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、2022年4月より新たな5ヶ年中期経営計画（Change & Growth 2026）をスタートさせています。その内容は以下のとおりであります。

①基本的考え方

急激に変化する事業環境の中において、現事業の足許を固めつつも、新市場開拓や新規事業創出等による事業構造の転換に向けた取組みが不可欠と認識します。

事業面だけでなく、人事制度、企業カルチャー等の定性的な項目を含めた『変革』に取り組み、新たな『成長』のエンジンを創出し、中長期的な企業価値向上を図ります。中期的な視点で『変革』を推進し、『成長』の果実を収穫していくため、計画期間を5ヶ年としました。

②中計ビジョン

『ニッチ・トップ』を目指して

ニッチ・トップとは小さくても成長が期待できる市場において、技術の優位性により圧倒的な市場シェアを誇ることを示します。変化する市場ニーズを先取りして各事業分野のコア・テクノロジーを進化させ、お客様にとっての戦略的なパートナーとなることを目指します。

③中計テーマ

『変革』と『成長』

事業面・体制面において6つの変革に取り組んでまいります。

I. 事業を変える

- ・新市場開拓、新規事業創出等、成長戦略への重点的取り組み
- ・資本コストを意識した経営の徹底により戦略分野への資源集中

II. 技術を変える

- ・スタートアップ連携などオープン・イノベーションの加速
- ・カーボンニュートラルに向けた技術開発の強化

III. 営業を変える

- ・新市場開拓に向けた営業体制の整備等

IV. カルチャーを変える

- ・成長戦略を支える人事制度改革、運用の高度化
- ・従業員意識調査に基づいた施策展開

V. コスト構造を変える

- ・DX推進等によるコスト構造の改革、戦略的IT投資
- ・成長分野への積極投資

VI. コミュニケーションを変える

- ・情報開示の充実、株主との積極対話

- ・役職員間等社内コミュニケーションの強化
- 八、サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、サステナビリティに関わる取り組みの意思決定機関として、取締役会の監督のもと、代表取締役社長を最高推進責任者とし、業務執行取締役及び事業部門の責任者である執行役員等によって構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。関連する方針の決定や、マテリアリティの取り組み状況の進捗管理、各種施策の審議等の役割を担っております。

また、経営理念、当社グループ行動憲章を基本的な考え方として、「気候変動など地球環境問題への配慮」、「人権の尊重、従業員の健康・働く環境への配慮や公正・適切な処遇」、「お取引先との公正・適正な取引」に取り組むことを謳ったサステナビリティ方針を策定しております。製品・サービスの提供を通じて社会的課題を解決することで、持続的な社会づくりに貢献し、企業価値向上に努めていくことが責務と認識しています。「社会課題の解決と当社グループの持続的成長（新技術、新事業へのチャレンジによる価値創造）」、「ガバナンス強化（リスクマネジメント、コンプライアンス）」、「人権啓発の推進と人材育成」、「製品の安全と品質」、「環境保全（気候変動問題への対処、CO2排出量削減）」の5つのマテリアリティを抽出し、PDCAサイクルを回すことで取り組みを推進しております。

特に気候変動については、当社グループは、2021年に「2050年のカーボンニュートラルへの貢献に向けて、2030年に自社分（国内事業所）のCO2排出量を50%削減（2015年基準）するとともに、サプライチェーン全体でのCO2排出量削減に取り組めます。また、社会全体のCO2排出量削減に向け、メカニカルな機構で機能する機構部品への代替提案も進めていきます。」との目標を定め、全社を挙げてCO2排出量削減に取り組んでおります。

サプライチェーン全体のCO2排出量については、Scope3のCO2排出量算定を行い、影響度の大きなカテゴリの削減に向け、製品使用時、加工時にCO2排出量の少ない新技術・新製品開発に継続的に取り組むとともに、調達パートナーに対してもCO2排出量削減への協力を要請してまいります。

- 二、コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取り組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年6月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社取締役会は、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名で構成されております。なお、社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役1名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会

の透明性を確保しております。

その他、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、健康経営推進委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③ **会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み**

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。当社では、その後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、かかる対応策につき、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりましたところ、直近では、2020年6月26日開催の当社第119期定時株主総会において、その継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）につきご承認いただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2020年6月26日開催の当社第119期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

ハ. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記ホの株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

二. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間および後記ホにより株主総会を開催する場合には株主による検討期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、対応措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収に該当し、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対応措置を発動することがあります。また、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収には該当しないものの、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を招集し、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2020年6月26日の当社第119期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は2023年6月30日までに開催予定の当社第122期定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続さ

れるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2020年6月26日開催の当社第119期定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,543	流 動 負 債	9,123
現金及び預金	9,356	支払手形及び買掛金	2,254
受取手形、売掛金及び契約資産	7,470	電子記録債務	3,584
電子記録債権	2,259	1年内返済予定の長期借入金	303
商品及び製品	1,795	未払法人税等	271
仕 掛 品	3,701	賞 与 引 当 金	558
原材料及び貯蔵品	2,616	役員賞与引当金	13
そ の 他	354	製品補償引当金	107
貸倒引当金	△9	環境対策引当金	52
固 定 資 産	16,586	固定資産解体費用引当金	8
有 形 固 定 資 産	9,908	前 受 収 益	81
建物及び構築物	3,559	そ の 他	1,888
機械装置及び運搬具	994	固 定 負 債	8,353
土 地	4,748	長期借入金	164
建設仮勘定	59	役員株式給付引当金	13
そ の 他	547	退職給付に係る負債	2,398
無 形 固 定 資 産	419	資産除去債務	30
投資その他の資産	6,258	長期前受収益	5,345
投資有価証券	5,765	繰延税金負債	315
長期貸付金	27	そ の 他	85
繰延税金資産	48	負 債 合 計	17,477
そ の 他	464	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△47	株 主 資 本	20,634
資 産 合 計	44,130	資 本 金	6,103
		資 本 剰 余 金	3,454
		利 益 剰 余 金	12,312
		自 己 株 式	△1,236
		その他の包括利益累計額	3,630
		その他有価証券評価差額金	2,344
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,286
		非 支 配 株 主 持 分	2,387
		純 資 産 合 計	26,653
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,130

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		32,036
売上原価		24,637
売上総利益		7,399
販売費及び一般管理費		6,825
営業利益		574
営業外収益		
受取利息及び配当金	196	
その他の営業外収益	792	988
営業外費用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	95	101
経常利益		1,461
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	71	
固定資産売却損	0	
減損	5	
環境対策費	4	
環境対策引当金繰入額	52	
固定資産解体費用引当金繰入額	66	200
税金等調整前当期純利益		1,269
法人税、住民税及び事業税	469	
法人税等調整額	228	697
当期純利益		572
非支配株主に帰属する当期純利益		206
親会社株主に帰属する当期純利益		365

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,103	3,454	12,350	△846	21,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△400		△400
従 業 員 奨 励 福 利 基 金			△3		△3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			365		365
自 己 株 式 の 取 得				△393	△393
自 己 株 式 の 処 分				3	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△37	△389	△427
当 期 末 残 高	6,103	3,454	12,312	△1,236	20,634

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,875	928	2,803	2,533	26,399
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△400
従 業 員 奨 励 福 利 基 金					△3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					365
自 己 株 式 の 取 得					△393
自 己 株 式 の 処 分					3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	468	358	827	△146	681
当 期 変 動 額 合 計	468	358	827	△146	253
当 期 末 残 高	2,344	1,286	3,630	2,387	26,653

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,942	流 動 負 債	7,306
現金及び預金	3,398	手形債務	79
受取手形債権	313	記録債	3,350
電子記録債権	2,321	掛定の長期借入金	1,418
売掛資産	5,309	1年内返済予定の長期借入金	220
契約及び製品	100	未払費用	11
仕掛品	1,093	未払法人税等	409
原材料及び貯蔵品	3,338	払戻金	288
有償取得に係る資産	1,637	前払費用	162
前払費用	5	引当金	207
短期貸付金	10	預り保証金	81
未収戻付法人税	53	賞与引当金	29
未収入	44	役員賞与引当金	201
その他現金	186	備外支払手形	425
倒引当金	129	営業外電子記録債権	7
	△0	有償取得に係る負債	15
固 定 資 産	15,934	環境対策引当金	140
有形固定資産	8,223	製品補償引当金	107
建物	2,440	固定資産解体費用引当金	52
構築物	59	その他負債	8
機械及び装置	781	繰延税金負債	85
車両運搬具	1	繰延税金負債	15
工具、器具及び備品	384	役員株式給付引当金	13
土地	4,472	退職給付引当金	13
建設仮勘定	23	長期前受収益	2,075
無形固定資産	59		5,345
ソフトウェア工	140	負 債 合 計	14,769
ソフトウェア仮勘定	0	(純 資 産 の 部)	
その他資産	1	株 主 資 本	16,789
投 資 そ の 他 の 資 産	7,569	資本剰余金	6,103
投資有価証券	4,452	本剰余金	3,454
関係会社株	1,562	その他資本剰余金	1,600
関係会社出資	1,054	利益剰余金	1,854
長期貸付金	424	その他利益剰余金	8,399
長期前払費用	26	繰越利益剰余金	8,399
差入保証金	47	自己株式	△1,167
その他の他金	238	評価・換算差額等	2,317
倒引当金	△235	その他有価証券評価差額金	2,317
資 産 合 計	33,877	純 資 産 合 計	19,107
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,877

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,142
売上原価		20,170
売上総利益		4,972
販売費及び一般管理費		5,161
営業損失		189
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,244	
その他の営業外収益	938	2,183
営業外費用		
支払利息	5	
その他の営業外費用	191	196
経常利益		1,797
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
固定資産除却損	71	
固定資産売却損	0	
減損損失	5	
環境対策費	4	
環境対策引当金繰入額	52	
固定資産解体費用引当金繰入額	66	199
税引前当期純利益		1,603
法人税、住民税及び事業税	277	
法人税等調整額	260	538
当期純利益		1,064

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,736	7,736
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△402	△402
当 期 純 利 益					1,064	1,064
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	662	662
当 期 末 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	8,399	8,399

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△777	16,516	1,853	1,853	18,369
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△402			△402
当 期 純 利 益		1,064			1,064
自 己 株 式 の 取 得	△392	△392			△392
自 己 株 式 の 処 分	3	3			3
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)			464	464	464
当 期 変 動 額 合 計	△389	273	464	464	737
当 期 末 残 高	△1,167	16,789	2,317	2,317	19,107

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリジンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリジン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリジンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部店長会議、品質会議、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、原価会議、他）に出席しました。取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書等）を閲覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場、北本倉庫他）において業務及び財産の状況を調査（本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。グループ監査の観点からは、各グループ会社の監査役等をメンバーとするグループ監査役等連絡会を開催し意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等を行いました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社オリジン 監査等委員会

常勤監査等委員 宮内 公平 ㊟

監査等委員 入江 護 ㊟

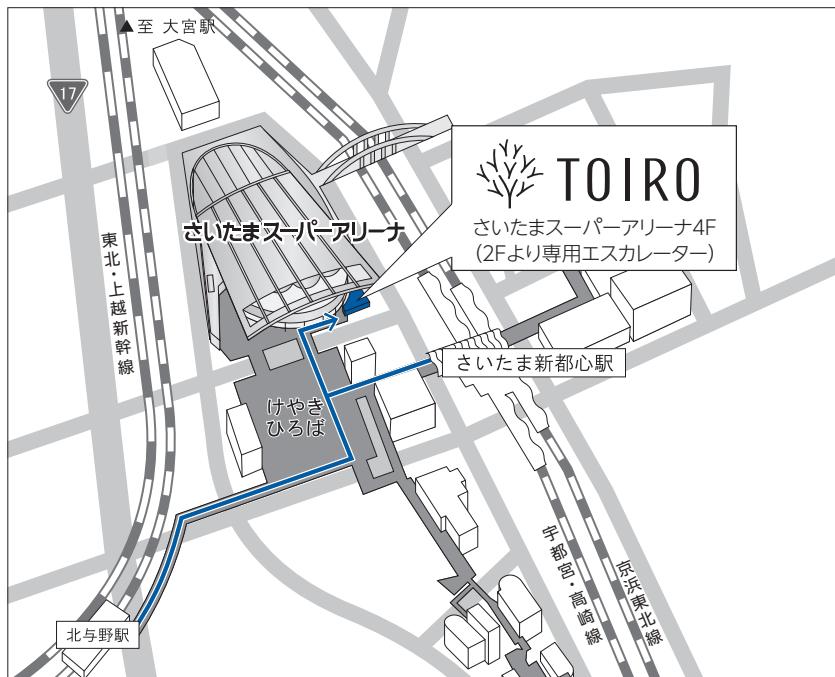
監査等委員 千代延 郁男 ㊟

(注) 監査等委員入江護、千代延郁男は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第122期定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ 4階 TOIRO
最寄り駅 J R京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 徒歩4分
J R埼京線 北与野駅 徒歩7分



- ◎ 株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、廃止させていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



Origin 株式会社 オリジン